

代理店（署名）

耐火基準・経過措置対象契約 確認書

ご契約者名	証券番号
保険期間	年 月 日 ~ 年 月 日

上記証券番号の火災保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物は、下記の耐火基準または経過措置が適用できることを、○を付した方法により確認しました。

適用できる基準（該当に☑）

<input type="checkbox"/> 耐火建築物	建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する「耐火建築物」
<input type="checkbox"/> 耐火構造建築物*1	建築基準法第27条第1項*2に適合する特殊建築物のうち、特定避難時間倒壊等防止建築物以外のもの
<input type="checkbox"/> 準耐火建築物	建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する「準耐火建築物」
<input type="checkbox"/> 特定避難時間倒壊等防止建築物*1	建築基準法施行令第109条の2の2*2に適合する建築物
<input type="checkbox"/> 省令準耐火建物	住宅金融支援機構が定める「省令準耐火」の仕様に合致する建物
<input type="checkbox"/> 経過措置対象建物	経過措置の適用条件に合致する建物

*1「耐火構造建築物」と「特定避難時間倒壊等防止建築物」は2017年1月1日以降始期契約のみ適用可能です。

*2建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）による改正前の建築基準法となります。

確認方法（該当に○）

添付資料

耐火建築物・耐火構造建築物・準耐火建築物・特定避難時間倒壊等防止建築物

A	建築確認申請書第四面にて確認 耐火建築物 確認方法は裏面に記載 準耐火建築物『5.耐火建築物(等)』欄の「準耐火建築物*」もしくは「特定避難時間倒壊等防止建築物」に記載またはチェックがある。『5.主要構造部』欄の「準耐火構造」「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)または(ロー2)」にチェックがある。『7.建築基準法第61条の規定に適用』欄の「準耐火建築物」にチェックがある。 ※「準耐火」「準耐火(イ)」「準耐火建築物(イ-1)」「準耐火建築物(イ-2)」「準耐火(ロ)」「準耐火建築物(ロ-1)」「準耐火建築物(ロ-2)」「簡易耐火建築物」「簡易耐火建築物イ」「簡易耐火建築物ロ」「簡耐イ」「簡耐ロ」の記載も含まれます。	要 (該当部分の「コピー」)
B	公的機関等、登録住宅性能評価機関、施工者、ハウスメーカー、販売者または不動産仲介業者の発行する書類（住宅設計仕様書、設計図面、パンフレット等）で確認 「耐火建築物」「耐火構造建築物」「準耐火建築物」「特定避難時間倒壊等防止建築物」「簡易耐火」等の記載がある。	
C	その他の資料にて確認（資料名：）	
D	4階建て以上で3階以上の階が共同住宅となっており、1960（昭和35）年以降2019（令和元）年6月24日以前に新築された建物であることを確認 ※2010年8月1日以降始期契約に限りです。	不要
E	メーカー、施工業者等から裏面「耐火基準証明書」を取り付け	
F	前契約の保険始期が2009年12月31日以前の当社更改契約の場合で、すでに前回契約以前の契約にて「準耐火建築物」に該当することを確認した上で構造級別判定を行っている	

省令準耐火建物

G	住宅金融支援機構等特約火災保険を契約していた場合その保険証券、お客さまご契約カード、領収証等で確認 構造級別欄が「C'(3)」「C×0.8」「3級×0.8」「省令準耐火」「省令簡易耐火」「省令簡耐」「木質簡耐」と表示されている。	要 (該当部分の「コピー」)
H	融資に際し、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）、受託金融機関、受託地方公共団体または同機構の認める適合証明検査機関の発行または受領した書類で確認 「省令準耐火」「省令簡耐」「省令簡易耐火」「省令簡耐」の記載がある。	
I	木造軸組工法における、木住協仕様の特記仕様書にて確認	
J	施工者、ハウスメーカー、販売者または不動産仲介業者の発行する書類（住宅設計仕様書、設計図面、パンフレット等）で確認 「省令準耐火」「省令簡耐」「省令簡易耐火」「省令簡耐」の記載がある。	
K	その他の資料にて確認（資料名：）	
L	メーカー、施工業者等から裏面「耐火基準証明書」を取り付け	不要

経過措置対象建物

M	他社の満期契約（非幹事から幹事に変更する場合を含む）が経過措置対象契約であることを確認	要
---	---	---

耐火基準証明書

年 月 日

下記の建物は、下記にチェック☑した項目に該当する建物であることを証明いたします。

 耐火建築物
 耐火構造建築物
 準耐火建築物
 特定避難時間倒壊等防止建築物
 省令準耐火建物

対象物件の所在地	
施行者、ハウスメーカー、販売者等	(会社名) (社印もしくはご担当者の署名または記名・捺印)
	(住所)

〔省令準耐火建物とは〕

勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ（2）に定める耐火性能を有する構造の建物（省令準耐火建物）とは、建築基準法第2条第9号の3に定める準耐火建築物に準する耐火性能を有するものであり、具体的には次のいずれかに該当するものをいいます。

- （1）枠組壁工法（ツーバイフォー工法）の建物で、住宅金融機構の定める仕様に合致するもの
- （2）木質系プレハブ等の建物で、事前に住宅金融機構の承認を得たもの
- （3）木造軸組工法の建物で、住宅金融機構の定める仕様に合致するものまたは事前に住宅金融機構の承認を得たもの

※住宅融資支援機構のまちづくり融資制度の対象となる「まちづくり省令準耐火構造」はここに定める省令準耐火構造とは異なります。

確認書作成上の注意点（取扱者用）

構造	注意点
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ●当社継続契約（中途更改を含む。）は前回の契約で確認しているため、確認資料の添付は不要です。 ●変更により新たに構造級別判定が必要な契約につきましては、新規契約と同様の取扱いとします。
耐火建築物 準耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> ●新規・変更・当社満期契約※¹・他社継続契約にかかわらず、本確認書の提出が必要です。 ※1 前回契約の保険始期が2010年1月1日以降の更改契約で既に本確認書を提出している場合は不要。 ●耐火建築物は、「主要構造部※²が耐火構造の建物」または「主要構造部※²が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準※³に適合する構造の建物」をいいます。 ※2 建築基準法施行令第108条の3に定める防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合にはその部分以外の主要構造部をいいます。 ※3 改正前の建築基準法施行令においては第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。 ●準耐火建築物は、「主要構造部が準耐火構造の建物」または「主要構造部が準耐火構造と同等の耐火性能を有する構造の建物」をいいます。
省令準耐火建物	<ul style="list-style-type: none"> ●省令準耐火建物の確認は、建築確認申請書（写）ではできません（建築確認申請書は建築基準法上の書類であり、勤労者財産形成促進法上に基づく省令準耐火建物である事実は掲載されません。）。 ●Iの木住協仕様の特記仕様書とは「木造軸組工法による省令準耐火構造の住宅特記仕様書（木住協仕様）」のことをいい、日本木造住宅産業協会で定める仕様（省令準耐火建物の基準を満たす仕様として住宅金融支援機構より承認を受けた設計・施工仕様をいいます。）で設計・施工されたことを証明する書類です。一般的にはお客さまが（正）を、施工会社（木住協会員会社）が（副）を持つこととなっていますのでいずれかのコピーを提出してください。
経過措置対象契約	<ul style="list-style-type: none"> ●Mの場合において、当社満期契約・他社継続契約を問わず、満期契約の終期と更改契約の始期が同日かつ保険契約者が同一でない場合は、K構造（K級）は適用できません。

<建築基準法改正（2024年4月1日施行）後の様式>

(第四面)

建築物別変更
【1.番 号】
【2.用 途】

【3.工事種別】
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4.構 造】
造 一 部 造

【5.主要構造部】
耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）
耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）
建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の耐火性能を有する構造（ロ-1）
準耐火構造と同等の耐火性能を有する構造（ロ-2）
その他

【6.建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他
建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7.建築基準法第61条の規定の適用】
耐火建築物
延焼防止建築物
準耐火建築物
延焼防止建築物
その他
建築基準法第61条の規定の適用を受けない

チェックがある場合は、耐火建築物となります。

チェックがある場合は、準耐火建築物となります。

チェックがある場合は、耐火建築物となります。

チェックがある場合は、準耐火建築物となります。

<耐火建築物の確認方法>

- 『5.耐火建築物(等)』欄の「耐火」「耐火建築物」もしくは「耐火構造建築物」に記載またはチェックがある。
- 『5.主要構造部』欄の「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）」、「耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）」または「建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」にチェックがある。
- 『7.建築基準法第61条の規定に適用』欄の「耐火建築物」にチェックがある。